

## 国立民族学博物館学術情報リポジトリ運用指針

平成 20 年 11 月 25 日

部長会議承認

(趣旨)

1. 国立民族学博物館学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）は、本館における研究の成果（以下「研究成果」という。）を収集し、電子的形態での登録と恒久的保存を進め、ネットワークを通じて内外に無償公開することにより、学術研究の発展に貢献するとともに社会に対する説明責任を果たすことを目的とする。この目的を達成するため、本指針により、リポジトリの運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録範囲)

2. リポジトリに登録・蓄積・保存（以下「登録」という。）する範囲は、本館において作成された次の各号に掲げる研究成果とする。
  - (1) 研究成果の出版として本館の刊行物 Web サイトに掲載されている館内の出版物のうち次に掲げるもの。
    - ① 国立民族学博物館研究報告
    - ② 国立民族学博物館研究報告別冊
    - ③ Senri Ethnological Studies (SES)
    - ④ 国立民族学博物館調査報告 (SER)
    - ⑤ 国立民族学博物館研究叢書
  - (2) 本館研究出版委員会において審査のうえ商業ベースで出版された館外での出版物のうち、当該出版社の許諾が得られたもの。
  - (3) その他、研究出版委員会が適当と認めたもの。

(登録者)

3. リポジトリに研究成果を登録できる者（以下「登録者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。
  - (1) 本館の専任研究教育職員、客員教員・特別客員教員及び本館の活動に関わる各種研究員（機関研究員、外国人研究員、共同研究員、外来研究員、特別共同利用研究員等）。
  - (2) 本館の組織・運営に関与する者及び関与した者。
  - (3) 本館の専任研究教育職員を研究代表者として組織された研究プロジェクトの研究分担者及び研究協力者。
  - (4) その他、研究出版委員会が適当と認めた者。

(提出書類)

4. 登録者は、その研究成果に応じて次の各号に掲げる書類を研究出版委員会へ提出するものとする。
- (1) 2. (1)に掲げられた館内出版物においては、「著作物利用許諾書（館内出版物）」（別紙1）。
  - (2) 2. (2)に掲げられた館外出版物においては、「著作物利用許諾書（館外出版物）」（別紙2）及び当該出版社のリポジトリ登録許諾書（様式自由）。
  - (3) 2. (3)に掲げられた研究成果においては、「研究成果登録申請書」（別紙3）。
  - (4) 著作権が複数の者に帰属する場合は、共著者からの登録利用許諾書（別紙4）。

(公開の制限)

5. 登録者は、4. の提出書類により自己の研究成果の公開範囲を制限することができる。また、ネットワークによる公開に適当でないと判断する文言、図表、写真等がある場合は、研究出版委員会に「著作物における抹消個所の指定」（別紙5）を提出することにより、研究成果の部分的な公開制限を課すことができる。

(削除・非公開化)

6. リポジトリに既に登録された研究成果が次の各号のいずれかに該当する場合、研究出版委員会の議を経て、登録された研究成果の一部又は全部を削除又は非公開化する。
- (1) 当該研究成果の登録者から削除・非公開化の申請があった場合。
  - (2) 他者に帰属する著作権等を侵害あるいは社会的にみて著しく不適切な内容を含むと研究出版委員会が判断した場合。

(研究成果の利用)

7. 本館は、以下の方法によってリポジトリに登録された研究成果を利用する。
- (1) 当該研究成果を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する。
  - (2) 5. 及び6. に掲げた事項に該当するものを除き、ネットワークを通じて(1)の複製物を不特定多数に無償で公開（送信）する。
  - (3) 保存及び継続的利用を維持するため、必要な複製・媒体変換を行う。
8. 本館は、リポジトリに登録された研究成果の利用については、以下のことを遵守する。
- (1) 7. に掲げた利用方法以外による利用は行わない。
  - (2) ネットワークを通じて研究成果を利用する者に対し、著作権法を遵守するよう次の内容を周知する。
    - ・研究成果の利用にあたっては、原則として著作権者に許諾を得なければならないが、私的使用目的での複製や引用等、著作権法で定める権利制限規定の範囲内の利用に

については、著作権者に許諾を得る必要はない。

(免責事項)

9. リポジトリに登録された研究成果の内容に関する責任は、当該登録者または著作権者がすべて負うものとする。
10. リポジトリに登録された研究成果の公開あるいはその利用によって発生した登録者、著作権者または利用者のいかなる損害・不利益についても、本館は一切責任を負わないものとする。

(組織)

11. リポジトリに係る業務分担は次のとおりとする。
  - (1) リポジトリに登録する研究成果に係る業務は、研究協力課において対応する。
    - ・研究成果の利用許諾、登録申請に係る業務、デジタル化及び登録業務。
  - (2) リポジトリの利用に係る業務は、情報サービス課において対応する。
    - ・みんぱく図書室で所蔵する研究成果のデジタル化及び登録業務を含む。
  - (3) リポジトリシステムの維持運用に係る業務は、情報システム課において対応する。
    - ・デジタル化した研究成果の登録業務支援、ハードウェア、ソフトウェアの維持管理。

(その他)

12. この運用指針に定めるもののほか、リポジトリの運用に関し必要な事項は、関係者間で別途協議するものとする。

# 著作物利用許諾書 (館内出版物)

国立民族学博物館長 殿

私は、「国立民族学博物館学術情報リポジトリ運用指針」に従って、国立民族学博物館が発行した『国立民族学博物館研究報告』、『国立民族学博物館研究報告別冊』、『Senri Ethnological Studies』、『国立民族学博物館調査報告』、『国立民族学博物館研究叢書』に掲載された、私のすべての著作物を「国立民族学博物館学術情報リポジトリ」に登録し、電子的に公開することを許諾します。

年 月 日

署名 \_\_\_\_\_ 印

- ・リポジトリに登録した著作物の著作権は、当初から著者に帰属します。
- ・リポジトリは、国立民族学博物館内に設置された電算機システムを用います。
- ・著作物の部分抹消を指定する場合は、「著作物における抹消箇所の指定」(別紙様式)の提出が必要です。

## 著作物利用許諾書 (館外出版物)

国立民族学博物館長 殿

私は、「国立民族学博物館学術情報リポジトリ運用指針」に従って、私の館外出版物を、当該出版社のリポジトリ登録許諾書を添付したうえで「国立民族学博物館学術情報リポジトリ」に登録し、電子的に公開することを許諾します。

出版物タイトル：

刊行(出版)年月日：

年 月 日

署名 \_\_\_\_\_ 印

- ・リポジトリに登録した著作物の著作権は、当初から著者に帰属します。
- ・リポジトリは、国立民族学博物館内に設置された電算機システムを用います。
- ・著作物の部分抹消を指定する場合は、「著作物における抹消箇所の指定」(別紙様式)の提出が必要です。

## 研究成果登録申請書

国立民族学博物館長 殿

私は、「国立民族学博物館学術情報リポジトリ運用指針」に従って、私の研究成果の「国立民族学博物館学術情報リポジトリ」への登録を申請します。

研究成果タイトル：

刊行(発表)年月日：

年 月 日

署名 \_\_\_\_\_ 印

- ・リポジトリに登録した著作物の著作権は、当初から著者に帰属します。
- ・リポジトリは、国立民族学博物館内に設置された電算機システムを用います。
- ・著作物の部分抹消を指定する場合は、「著作物における抹消箇所の指定」(別紙様式)の提出が必要です。

《共著者用》

国立民族学博物館学術情報リポジトリ登録利用許諾書

国立民族学博物館長 殿

私は、〇〇〇〇〇 氏と共同で著作した下記研究成果について、「国立民族学博物館学術情報リポジトリ運用指針」に従って、「国立民族学博物館学術情報リポジトリ」に登録し、電子的に公開することを許諾します。

氏 名

連絡先

記

研究成果タイトル

以上

- ・リポジトリに登録した著作物の著作権は、当初から著者に帰属します。
- ・リポジトリは、国立民族学博物館内に設置された電算機システムを用います。
- ・著作物の部分抹消を指定する場合は、「著作物における抹消箇所の指定」（別紙様式）の提出が必要です。

## 著作物における抹消箇所の指定

国立民族学博物館長 殿

私の研究成果における下記の部分は、インターネットを通じて公開することは適当でないので、抹消して下さい。

年 月 日

署名 \_\_\_\_\_ 印

記

研究成果タイトル

抹消箇所

以上

## 著作物利用許諾書

国立民族学博物館長 殿

私は、「国立民族学博物館学術情報リポジトリ運用指針」に従って、私の著作物を「国立民族学博物館学術情報リポジトリ」に登録し、電子的に公開することを許諾します。

### 記

- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤

年 月 日

署名 \_\_\_\_\_ 印

- ・リポジトリに登録した著作物の著作権は、当初から著者に帰属します。
- ・リポジトリは、国立民族学博物館内に設置された電算機システムを用います。
- ・著作物の部分抹消を指定する場合は、「著作物における抹消箇所の指定」（別紙様式）の提出が必要です。

国立民族博物館学術情報リポジトリへの登録および公開許諾書

国立民族学博物館長 殿

弊社（〇〇〇〇〇）は、「国立民族学博物館学術情報リポジトリ運用指針」に従い、弊社が発行した下記出版物を「国立民族学博物館学術情報リポジトリ」に登録し、電子的に公開することを許諾します。

記

※出版物の内訳、許諾状況については別紙リストの通り

年 月 日

署名 \_\_\_\_\_ 印

## 対象出版物リスト (〇〇〇〇〇)

今回、弊館リポジトリへの登録、公開許諾をお伺いいたしますのは以下の出版物です。  
タイトル等をご確認いただき、許諾回答欄の該当箇所には〇をつけて下さい。  
なお「条件付き可」に該当の場合は、許諾条件欄に具体的な条件をご記入下さい。

### 【公開希望箇所（書名/ページ数/論文タイトルなど）】

①

#### <許諾回答>

可 / 条件付き可 / 不可

(許諾条件 : )

②

#### <許諾回答>

可 / 条件付可 / 不可

(許諾条件 : )

以上

《対談者用》

国立民族学博物館学術情報リポジトリ登録利用許諾書

国立民族学博物館長 殿

私は、〇〇〇〇〇 氏と対談した下記研究成果について、「国立民族学博物館学術情報リポジトリ運用指針」に従って、「国立民族学博物館学術情報リポジトリ」に登録し、電子的に公開することを許諾します。

年 月 日

氏 名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

記

研究成果タイトル：

以上

- ・リポジトリに登録した著作物の著作権は、当初から著者に帰属します。
- ・リポジトリは、国立民族学博物館内に設置された電算機システムを用います。
- ・著作物の部分抹消を指定する場合は、「著作物における抹消箇所の指定」(別紙様式)の提出が必要です。